

# 一般国道158号（大野市上半原地係）の斜面崩壊に関する対策検討会

## 規 約

### （名 称）

第1条 本検討会は、一般国道158号（大野市上半原地係）の斜面崩壊に関する対策検討会（以下「検討会」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 検討会は、令和7年3月19日に一般国道158号（大野市上半原地係）において発生した大規模な斜面崩壊について、原因を究明し、原因を踏まえた復旧方法を検討するとともに、再発防止に向けた斜面对策について検討することを目的とする。

### （構 成）

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員については、検討会の同意を得て追加変更できるものとする。

### （委員長および職務代理）

第4条 検討会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選で定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が出席できないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### （任 期）

第5条 委員の任期は、第2条に掲げる目的を達成するために必要な期間とする。

### （会 議）

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 委員長は、議事の内容に応じて必要があると認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第7条 会議および資料については原則非公開とする。会議結果については、事務局が委員長の了承を得たうえで、会議後にホームページ等で公開する。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、福井県土木部道路保全課ならびに奥越土木事務所大野道路課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。但し、軽微な内容のものは、委員長が定めることができる。

(附 則)

この規約は、令和7年3月28日から施行する。

この規約は、令和7年4月 1日から施行する。

別表

一般国道158号（大野市上半原地係）の斜面崩壊に関する対策検討会

委員名簿

（順不同 敬称略）

<委員>

荒井 克彦（福井大学 名誉教授）

桑原 正明（国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部道路基盤研究室 室長）

浅井 健一（土木研究所 地質・地盤グループ地質チーム 上席研究員）

伊藤 征毅（国土交通省 近畿地方整備局福井河川国道事務所 副所長）

三田村 佳紀（福井県 土木部 副部長）

鳥山 公裕（福井県 奥越土木事務所 所長）